

第2期戸田市地域福祉計画（案）についての

意見募集に対する回答

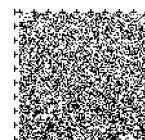
＊貴重なご意見ありがとうございました＊

案 件 名 第2期戸田市地域福祉計画（案）について
意見募集期間 平成20年2月15日（金）～平成20年3月14日（金）

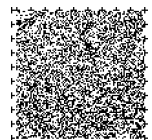
パブリックコメントとしてご意見を募集した結果、メールなどにより1名の方から18件のご意見をいただきました。いただいたご意見の内容と、それに対する市の考え方を次のとおり公表いたします。

【ご意見の概要とご意見に対する市の考え方】

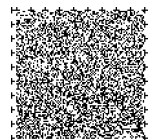
	ご意見の概要	市からの回答（対応）
1-1	地域福祉計画の背景	
1	① 今回、計画を策定するにあたり、社会福祉法第107条には「あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずる」とあるが、計画見直しに伴い、市民公募は行ったが、障害者団体等に対する意見反映の場を設けなかったのはなぜですか。	今回の計画見直しでは、地域での福祉活動に重点を置き、ボランティア団体（障害者関係を含む）と町会・自治会に対してアンケート調査を行っております。また、同時期に策定された障がい者計画の地域福祉活動に関わる部分を反映した計画としております。
1-3	この計画の期間	
2	① 「見直しを図る」とありますが、計画5年間の中で、市民及び関係団体等からの意見を聞いた上、計画期間中に見直しを図るということですか。	他の福祉計画の見直し状況を勘案しながら、具体的な見直し方法を検討します。
1-4	この計画の位置づけ	
3	① 「NPO活動など」には、障害者団体等の任意団体も含まれるのですか。	含まれます。



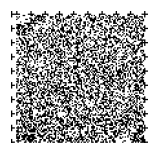
4	② 「関係各課や関係団体と十分な調整を図りながら事業を進めます。」とあるが、「関係団体」には、障害者団体・ボランティア団体等も含まれるのですか。	含まれます。
5	③ 5の項目に、「戸田市地域防災計画」との関連を明記追加してもらいたい。	ここでは、災害のみに限っていませんので、地域防災計画までは言及いたしません。現行の表現のままとさせていただきます。
1-6 地域福祉計画の進捗状況と課題		
6	① (2) 未達成の重点プロジェクトへの対応「ボランティア体験事業は、受け入れ施設・団体の調査とデータベース化により、社会福祉協議会を窓口として、受け入れ体制の充実を促進します。」とあるが、社協の「窓口」とはどこの担当部署をいうのですか。	社会福祉協議会のボランティアセンターです。
2-3 社会福祉協議会の支部活動の促進		
7	① 社会福祉協議会支部活動推進のための重点プロジェクト「4. 小地域福祉の担い手育成プロジェクト」の主な活動に「障害者との交流」を追加してもらいたい。	今回の地域福祉計画は、社会福祉協議会の地域福祉活動計画を支援する性格を持っています。そのため今回の計画書の中に社会福祉協議会の計画を利用している部分があり、この部分はそれに該当します。社会福祉協議会が地域で行う活動は多岐にわたり、障害者も地域で生活する市民であり、地域を支える主体ですので、社会福祉協議会の活動に対して、ぜひご協力をお願いいたします。
3-1 サービスを上手に利用する市民のまちづくり		



8	<p>2 取組みの方向</p> <p>① (3) 地域福祉文化の創造</p> <p>「②市が“措置”として市民にサービスを提供する方法から、市民が自ら選んで利用する“契約”へ移行し、利用できるサービスの種類や提供者も多様化しています。利用できるサービスの種類、利用方法など制度について積極的に知識を得るとともに、サービスを評価する消費者意識の高揚を促進します。【市、社協、市民】」とあるが、「市民へのサービスの情報提供を行うと共に、生活状況によりサービスを得られない市民には市として助成等の支援策の検討を行う。」を追加してもらいたい。</p>	<p>助成等については、他の計画で述べることとなりますので、本計画では、現行のままといたします。</p>
9	<p>② (4) 苦情解決、権利擁護の推進</p> <p>「①誰もが安心して福祉サービスを利用できるよう、公正・中立な立場で解決を図る第三者機関（委員）による苦情解決制度の導入を図ります。【市】」とあるが、「第三者機関（委員）」には、障害者団体の代表も参加できるようにしてもらいたい。</p>	<p>委員は、公正・中立な立場で案件に対応できるならば、誰でも包含され则认为ます。</p>
<p>3-2 支え合う地域づくり（地域での市民福祉活動）</p>		
10	<p>2 取組みの方向</p> <p>① (1) 公共・公益施設の有効活用</p> <p>「⑥学校や福祉施設など地域防災活動の拠点である公共施設について、子どもや障害者、高齢者など、災害時要援護者の視点から機能の充実を図ります。【市】」とあるが、「機能の充実」とは、情報提供や、要援護者への支援機能を整備していくと理解してよいのか。</p>	<p>今後、施設整備にあたっては、要援護者を含め、地域住民の意見や要望を取り入れながら機能充実を進めます。</p>



1 1	② (3) 社協支部活動の促進 「⑧社協支部と民生委員・児童委員、市の関係各課との連携を図りながら、要援護者の見守りや福祉サロン、子どもの遊びや体験の機会・活動の場づくりなど、多様なボランティアグループづくりを支援します。【市、社協、市民】」とあるが、「社協支部と民生委員・児童委員、市の関係各課と障害者団体等との連携を図りながら」としてもらいたい。	ここでは、社協支部の活動を民生委員・児童委員と市が公的な立場から支援して行くことを述べております。社協支部活動を支援していただくのは、障害者団体だけとは限らないので、現行のままとします。
第4章 地域福祉を推進する重点プロジェクト		
4-1 福祉コミュニティづくりプロジェクト		
1 2	① ④ 地域防犯・減災活動促進事業【市、社協】の「災害時要援護者の救助や避難体制を社協支部と共に推進します。」を「災害時要援護者の救助や避難体制を社協支部、自主防災会、障害者団体等と共に推進します。」にしてもらいたい。	それぞれの社協支部が、どのような組織体制で支援を行っていくかについては、各支部の自主性や地域性を考慮して推進して行きます。
1 3	② 戸田市地域防災計画では、「災害時要援護者支援マニュアル作成」が明記されている。「災害時要援護者支援マニュアル作成を行う。」を追加してもらいた。	地域防災計画で扱われていますので、この計画では記載しないこととします。
<資料編>		
資料2 地域福祉の現状		
1 4	① 戸田市の障害者団体の紹介も記載してもらいたい。	本計画では、地域福祉活動の基礎的な担い手となる町会やボランティア団体、法人などを紹介しています。今回の計画では、社会福祉協議会ボランティアセンター等に登録のあるボランティア団体を掲載しました。
1 5	② 2-1 福祉コミュニティ活動 1. 「地域コミュニティ協議会」に障害者団体等も参加できるようにしてもらいたい。	ご意見は地域コミュニティ推進計画の担当に伝えます。
1 6	③ 2-1 福祉コミュニティ活動 3. 市からの委託事業に「手話通訳者派遣事業」を追加してもらいたい。	記載します。



17	<p>④ 2-1 福祉コミュニティ活動</p> <p>町会・自治会、民生委員・児童委員、社会福祉協議会の活動と課題の表中、社会福祉協議会活動内容④で、「児童センターの管理運営」は現在、別団体が行っているので削除してはいかがでしょうか。</p>	<p>削除します。</p>
18	<p>③ 参考資料として、「戸田市地域防災計画」の災害時要援護者支援の項目を紹介掲載してもらいたい。</p>	<p>関連する個別計画の内容については、多岐にわたるためこの計画では掲載しないことにします。</p>

